

使用料の減免（鹿児島市都市農村交流センターお茶の里）

減免割合	内 容
100%	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島市が主催する行事のために使用する場合 ・鹿児島市グリーン・ツーリズム活動団体等登録制度実施要綱第4条に規定する鹿児島市グリーン・ツーリズム登録団体等がその活動として施設等を使用する場合
50%	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、原子爆弾被害者に対する援護に関する法律施行規則に基づく、医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書若しくは保健手当証書の交付を受けている者が使用する場合 ・市内の保育所その他の保育施設での行事で使用する場合 ・市内の学校、幼稚園での行事で使用する場合 ・障害者の団体が施設等を使用する場合
30%	<ul style="list-style-type: none"> ・市が共催する行事を行うために施設等を使用する場合で、当該行事が本市の農業及び観光の振興に寄与すると認めるとき